

電気自動車の普及に向けた公共施設への充電器の設置・運用

及び普及促進に関する実証実験 募集要項

1. 策定の経緯及び目的

本市では市域における電気自動車（E V）等の普及を目指し、共同住宅に充電器を設置する際の補助金の交付や充電器の償却資産に関する固定資産税の減免など、充電インフラの充実に向けた取組を行っています。川崎市が実施したアンケート調査ではE Vに乗り換えられない理由として、出先での充電に対する不安が上位となっていることから、充電に対する不安を払拭しE Vを普及させるためには、対策を講じる必要があります。市域における目的地充電に関して、商業施設等への設置は、民間主導で一定程度進んでいる一方で、公共施設への設置については取組がそれほど進んでいない状況にあり、市域におけるE V及びプラグインハイブリッド自動車（P H V）の普及率は令和4年3月時点で約0.5%にとどまっています。

国は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の中で、2035年までに乗用車の新車販売を電動車のみとするとし、充電設備については、「充電インフラ整備促進に向けた指針」の中で、2030年までに全国で現在の約3万基から30万口とする意欲的な目標を掲げています。それに伴い、国は近年、電動車普及に向けた取組を加速してきており、車両及び充電器に補助額が大幅に増加させています。また、各自動車メーカーから続々とE Vが販売されるなど、普及に向けた環境は整いつつあります。

これらの状況を踏まえ、本実証実験は、民間事業者の活力を活用して公共施設へ充電器を設置し、稼働率や決済方法等の検証を行うとともに、市域における充電インフラの充実に向けたアイデアを募り、E Vの普及を後押しするために、実施するものです。

2. 実証実験の概要

(1) 募集する事業内容

この実証実験は、充電器を公共施設の駐車場へ設置し、運営する中で、充電器の使われ方や最適な設置数、分布、稼働率等の検証を行うとともに、充電インフラの充実につながる取組の提案を行う事業者を募集するものです。なお、事業の実施においては、協定書等の締結を要します。

(2) 本市が求める提案内容

次の事項を実現できる充電器の設置及び普及促進に係る提案を募集します。

ア 公共施設への充電器の設置及び運用

- ・実証実験の実施場所は市内の公共施設のうち、下記の候補施設の駐車場の中から調整が取れた施設において実施する

施設名	住所	駐車 区画数
かわさきエコ暮らし未来館	川崎区浮島町 509-1 浮島処理センター内	14
ちどり公園	川崎区千鳥町 6	31
川崎病院	川崎区新川通 12-1	130
井田病院	中原区井田 2-27-1	153
男女共同参画センター	高津区溝口 2-20-1	24
宮前区役所向丘出張所	宮前区宮前平 1-1-10	7
農業技術支援センター	多摩区菅仙谷 3-17-1	23
王禅寺ふるさと公園	麻生区王禅寺 528-1	63

- ・実際の設置場所は実施事業者決定後、施設管理者と協議の上で決定する
- ・提案を元に施設の所管課や施設管理者と協議を行い、整ったものについて実施し、協議が整わなかった施設では実証を行わない
- ・利便性を考慮し、設置する充電器は6kW以上とする
- ・充電料金の金額は、市と協議の上決定する
- ・充電料金の課金にあたってはクレジットカードやアプリ等での支払いが可能な仕様とする
- ・充電器の電源は基本的には施設から供給するが、施設の電源等の状況によっては、市と協議のうえ事業者の負担により新規で引き込みを行うこととする
- ・施設の電気を使用する場合は使用量を事業者で把握し、相当額を施設側に支払うものとする

イ 充電器の運用データの検証及び今後の取組の提案

- ・充電時間や頻度、よく使われる時間帯、決済方法などのデータを設置場所ごとに整理し、その情報を市に共有するものとする
- ・今後市内に充電器を整備する際の、最適な場所や稼働時間等の諸条件を提案する

ウ 普及促進等における市と連携した取組

- ・充電インフラの充実や市民の出先での充電に対する不安感の払拭につながる普及啓発の取組について、次の例を参考に提案すること
例) ・市内で実施されるイベントへの参加や連携
・その他充電インフラの充実につながる取組の提案や実施

(3) 事業期間

協定書等の締結日から令和13年3月31日(月)まで

※市と協議の上、事業期間が変更となる場合がございます。

(4) 費用負担

- ア 充電器の設置及び運用(実証実験終了時における撤去を含む)に要する費用その他諸経費は、全て事業者負担とし、本市は、補助金、委託料、その他一切の費用を負担いたしません。

イ 充電に要する電気については、電気容量に問題のない範囲であれば設置する施設から引くことを可能とします。その場合でも電気料金については、施設との協議のうえ、一時的に施設で負担することもできるものとしますが、相当分の支払いをお願いします。

ウ 充電器の設置場所の使用料については、実証実験期間中、無償で使えるものとします。

エ 利用者から、充電に係る利用料金を徴収することはできません。

3. 役割分担

《市で実施する業務内容》

- ・実証実験の総括
- ・設置場所の提供
- ・実施場所の使用の許可等の手続き
- ・設置する公共施設との調整
- ・実証実験の実施に関する広報

《事業者で実施する業務内容》

- ・公共施設への充電器の設置及び運用
- ・充電器の運用データの検証及び今後の取組の提案
- ・普及促進等における市と連携した取組

4. 提案募集に関するスケジュール

●本要項の公表	令和5年11月 6日(月)
●参加意向申出期間	令和5年11月 6日(月)～11月15日(水)
●提案資格確認結果通知書の交付	令和5年11月16日(木)
●質問受付期間	令和5年11月 6日(月)～11月17日(金)
●質問に対する回答期日	令和5年11月21日(火)
●提案募集期限	令和5年12月 1日(金)
●提案選考委員会	令和5年12月 6日(水)
●選考結果の通知	令和5年12月 7日(木)
●協定書の締結	令和5年12月中旬
●実証実験の実施期間	協定書等締結日～令和13年3月31日(月)

※ 実施期間には、準備期間も含まれます。

※ 実施期間は、状況等を踏まえて延長する場合があります。

5. 提案資格要件

提案を提出できる主体は、提案内容の遂行が可能である法人とし、次に掲げる資格要件を満たすこととします。なお、提案者は複数法人の組合せもできるものとします（資格要件はすべての法人が満たすこととします）。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 提案時において、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の更生・再生手続中でないこと。
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していないこと。
- (6) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。））及び地方税（市民税及び固定資産税）を滞納していないこと（地方税については、本市に本社若しくは事業所がある者のみ）。
- (7) その他、違法または不正行為、本市との信頼関係を損なう行為、社会的信用を損なう行為等がないこと。

6. 参加意向の申出

本募集への参加意向がある場合は、別紙 1 「参加意向申出書」を御記入いただき、pdf 化したデータを上記参加意向申出期間内に担当部署宛に電子メールで提出してください。

7. 質問の受付及び回答

本要項等に関する質問がある場合は、上記質問受付期間内に担当部署宛に電子メールで提出してください（様式自由）。

- (1) 持参・電話・FAX・口頭等による質問は不可とします。
- (2) 単なる意見、要望又は本事業と直接関係ないと本市が判断したもの等については、回答しない場合があります。
- (3) 本要項等、既に公開されている資料に記載されているものについては、質問自体が不要と判断されるため、該当部分を質問者へ個別に提示や説明すること等によって対応する場合があります。
- (4) 本要項等に対する質問への回答は、上記に示す期日までに本市ホームページにおいて公表します。

8. 提案の受付、辞退

参加意向申出者は、次の項目を踏まえて、提出書類等を上記提案募集期限までに担当部署宛にメール等により提出してください。データを格納した DVD-R 等を郵送される場合は期限までに本市に到着している必要があります。

なお、参加意向申出書を提出した後に提案を辞退される場合は、別紙 2「辞退届」を御記入いただき、pdf 化したデータを上記提案募集期限までに担当部署宛に電子メールで提出してください。

(1) 提案を求める内容

上記 2 (2)「本市が求める提案内容」に掲げる事項

(2) 提出書類等（形式はすべて原則 pdf データとします）

ア 提案書（別紙 3「計画書（様式）」に概要を記載し、詳細等は別途任意様式により提出 A4 判 10 ページ以内）

イ 類似実績がある場合は、その実績が分かる資料（様式自由）

ウ 提案者概要（パンフレット等）

エ 登記事項証明書（本要項の公表日以降に交付されたもの）

オ 納税証明書（国税）

カ 納税証明書（川崎市税） ※本市に本社若しくは事業所がある場合のみ

キ 誓約書（別紙 4「誓約書」により提出）

(3) 提出書類等の取り扱い

ア 提出書類等は、返却いたしません。なお、提案書類等は、提案者に無断で選考以外の目的には使用いたしません。

イ 提案募集期限後は、提案書類等の差替え、変更又は追加は認めません。

ウ 提案書の内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案のすべてが提案実施に反映されるとは限りません。

エ 提案書類等の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

オ 提案書類等の作成に係る費用は、提案者の負担とします。

カ 提案書類等の著作権は、提案者に帰属します。ただし、採用された提案については、提案者と事前に協議した上で、その内容を公表することがあります。

キ 提案書類等は、川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）の規定に基づき、開示を請求されたときは、公にすることにより、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案選考期間中は同条例第 8 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、開示の対象となりません。

9. 提案選考委員会

(1) 日時

令和5年12月6日(水) 13時30分から

(2) 場所

川崎市役所本庁舎20階環境局会議室(川崎市川崎区宮本町1番地)

(3) 提案説明

ア 提案説明は、提出書類等のほか、本市が会場内に準備するノートパソコン及びプロジェクターを使用して行ってください。

イ 所要時間は各提案者30分(説明20分、質疑応答10分)以内とします。ただし、提案状況等に応じて、あらかじめ短縮する場合があります。

ウ 提案実施に携わる人が提案書類等の作成、及び提案選考委員会に参加してください。なお、参加者は3名以内とします。

(4) 選考方法

選考は、本市が設置する提案選考委員会において、提案書類等及び提案説明の内容を、別紙5「選考評価基準」に基づいて精査・評価し、提案採用予定者を決定します。

ア 基準点を上回る提案者が複数いた場合

基準点を上回った提案者が複数いた場合は、評価点が高い業者から順に提案内容や希望を考慮しながら、市と調整の上、設置可能な施設を振り分けることとします。

イ すべての提案者の合計点が基準点を下回った場合

提案採用予定者を決定せず、募集内容等を見直した上で再度選考を行う場合があります。

ウ 提案内容に虚偽の記載があると本市が判断した場合

評価点に関わらずその提案者を失格とします。

(5) その他

提案選考委員会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例(平成11年3月19日条例第3号)第5条第3号の規定を準用し、非公開とします。

10. 選考結果の通知及び協定書等の締結等

(1) 選考結果の通知

選考の結果は、決定後速やかに提案者に通知するとともに本市ホームページで公表します。

(2) 協定書等の締結

選考結果の通知後、提案採用予定者と協議の上、協定書等を締結するものとします。

(3) 提案内容の一部変更

選考結果の通知後、提案採用予定者と市において調整等を行った上で、提案内容の一部を変更できるものとします。

(4) 選考結果の取消

提案採用予定者が、協定締結までに次の事由のいずれかに該当した場合は、本市は当該提案採用予定者の選考結果を取り消すことができるものとします。

ア 提案資格を喪失したとき。

イ 提出した書類等に虚偽の記載があったとき。

ウ 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき。

エ 財務状況の悪化等により、提案実施に支障が生じると判断される時。

オ 社会的信用の著しい損失等により、提案採用者として適切ではないと判断される時。

カ その他、市長により、協定の締結が適当でないとして判断される時。

(5) 協定書等締結後の決定取消

協定書等締結後、提案実施期間終了までに提案資格要件に抵触することが明らかになった場合には、協定書等の破棄及び提案実施を終了します。

1 1. 留意事項

(1) 提案書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(2) 同一の法人からの複数の企画提案の提出は不可とします。

(3) 提案実施内容の一部について、他社に委託する際は、事前に本市の承諾を受けることとします。

1 2. 提案申込先・問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎17階

(11月13日以降は川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎20階となります。)

川崎市環境局地域環境共創課 担当 梶原・上村

電話番号 044-200-2530 電子メールアドレス 30kyoso@city.kawasaki.jp